

「平成 26 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（案）」の  
概要説明

【1 補正の概要】

- ・平成 26 年度の各種交付金、負担金の支払額の決定にかかる補正
- ・平成 26 年度決算見込みによる余剰金の補正などにより、歳入歳出予算を 1,097 万 2 千円減額し、予算総額 191 億 1,938 万 6 千円とします。

【2 歳入】

(1) 1 款 国民健康保険税

決算見込額と予算現額に乖離があるため、補正するものです。

一般被保険者国民健康保険税

①医療給付費分現年課税分

- ・補正額：3,800 万円の減額

②後期高齢者支援金分現年課税分

- ・補正額 1,000 万円の減額

③介護納付金分現年課税分

- ・補正額 800 万円の減額

退職被保険者等国民健康保険税

①医療給付費分現年課税分

- ・補正額：1,500 万円の減額

②後期高齢者支援金分現年課税分

- ・補正額 600 万円の減額

(2) 8 款 財産収入

①利子及び配当金

- ・補正額：14 万 9 千円の増額（補正後予算額：28 万 8 千円）

保険給付費支払基金利子について、10 月までの実績と 11 月以降の見込み額から差額を増額するものです。

(3) 9 款 繰入金

①保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）

- ・補正額：5,943 万 1 千円の増額（補正後予算額：3 億 7,165 万 4 千円）

保険基盤安定負担金の決定により増額するものです。

市町村国保の被保険者の保険税の軽減相当額を市町村が一般会計から

国保特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度であり、負担割合は都道府県4分の3、市町村4分の1となっています。

②保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

・補正額：1,278万5千円の増額（補正後予算額：9,915万5千円）

保険基盤安定負担金の決定により増額するものです。

市町村国保の保険税の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、保険税負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度であり、負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっています。

③職員給与費等繰入金…職員給与費及び事務費等について、一般会計から繰り入れるものです。

・補正額：917万7千円の減額（補正後予算額：2億7,270万7千円）

歳出において、職員給与費及び一般管理業務経費の減額補正を行うため、一般会計からの繰り入れについて同額を補正するものです。

④国保財政安定化支援事業繰入金

・補正額：284万円の増額（補正後予算額：6,687万円）

平成26年度基準額の通知に伴い、一般会計から繰り入れるものです。

### 【3 歳出】

#### (1) 1款 総務費

##### ①職員給与費

・補正額：468万5千円の減額（補正後予算額：1億6,426万3千円）

主に育児休業中の職員分を減額補正するものです。

##### ②一般管理業務経費

・補正額：449万2千円の減額（補正後予算額：8,729万2千円）

役務費の郵送料や委託料、OA機器借上料について、支出見込み額から余剰分を補正するものです。

#### (2) 8款 保健事業費

##### ①特定健康診査事業…メタボリックシンドロームに着目した特定健診に係る経費です。

・補正額：67万4千円の減額（補正後予算額：1億6,895万円）

印刷製本費や郵送料について、支出見込み額から余剰分を補正するものです。

②特定保健指導事業・・・特定健診受診者のうち、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に行う保健指導に係る経費です。

・補正額：37万円の減額（補正後予算額：864万5千円）

OA機器借上料について、支出見込み額から余剰分を補正するものです。

③後期高齢者健康診査事業・・・生活習慣病の早期発見のために行う健康診査に係る経費です。

・補正額：40万円の減額（補正後予算額：7,594万6千円）

郵送料について、支出見込み額から余剰分を補正するものです。

④保健衛生普及事業・・・保健事業の普及に係る経費です。

・補正額：50万円の減額（補正後予算額：552万7千円）

郵送料について、支出見込み額から余剰分を補正するものです。

### (3) 9款 基金積立金

①保険給付費支払基金積立金事業

・補正額：14万9円の増額（補正後予算額：3億3,655万9千円）

歳入において増額補正した保険給付費支払基金利子を積み立てるものです。